

# 令和8・9年度園芸作物高温対策機器導入等支援事業費 補助金予算要望調査について

園芸作物高温対策機器導入等支援事業とは、夏期の高温被害の軽減による経営安定と産地の維持を図ることを目的とし、被害の抑制に必要な機器・資材の導入及び新高梨等の改植を支援する事業です。

つきましては、**今年度の追加要望及び令和9年度の予算編成**に当たり、要望額を把握したいので申請を希望される農業者の方は下記のお問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。なお、**要綱改正により事業内容は変更となる可能性があります。**

## 概要

### 事業区分1 園芸用ハウスにおける遮光・遮熱効果のある資材の導入

補助率：本体価格の3分の1  
補助対象限度額：1戸当たり150万円  
(補助金額で50万円まで)

※本体価格に施工費、消費税は含みません。

補助対象：既存の園芸用ハウスにおいて、夏期の高温被害の抑制につながると認められる遮光・遮熱効果のある資材  
※資材の更新は対象外

### 事業区分2 露地ほ場における水源の確保に必要な機器類の導入

補助率：本体価格の3分の1  
補助対象限度額：1戸当たり150万円  
(補助金額で50万円まで)

※本体価格に施工費、消費税は含みません。

補助対象：水源からほ場までの送水に必要な、ポンプ、パイプ、タンク等の機器・資材  
※資材の更新、井戸の掘削等は対象外

### 事業区分3 新高梨等の園地における改植支援

補助率：1株当たり5千円(定額) ※ただし10株以上に限る。  
補助対象限度額：1戸当たり10万円

※新高梨等の園地において、高温被害の抑制につながると認められる改植

## 申請要件

1. IoTクラウド「SAWACHI」の利用登録をしている又は申請中であること。
2. 事業を申請する対象ハウス本体が、園芸施設共済又は民間事業者が提供する保険に加入している若しくは確実に加入すること。(事業区分1のみ)
3. 事業実施主体及びその経営している農地が地域計画のうち目標地図に位置付けられていること、又は事業実施年度中に位置付けられることが確実であること。

## 相談期日

今年度活用要望→令和8年7月13日(月)まで  
令和9年度活用要望→令和8年8月28日(金)まで

### 注意事項

※今年度事業を行う場合は事業着手は10月以降となりますのでご了承ください。

※今年度活用要望の場合であっても、予算の都合上、令和9年度での対応となる場合がありますのでご了承ください。

お問い合わせ先

四万十町役場農林水産課

担当：武田 直樹 TEL：22-3113